

一般貸切旅客自動車運送事業法令試験問題

事業者名：

受験者名：

【注意事項】

1. 試験時間は、50分間です。
2. 試験開始の合図があるまで、問題は開けないでください。
3. 問題用紙は、表紙を含めて6枚です。
4. 問題用紙は、持ち帰らないでください。
5. 不正な行為をされた場合は、直ちに受験を停止し、退場いただきます。
なお、試験は不合格となります。
6. 解答が終わり途中退室を希望される方は、挙手にて係員にお知らせください。
係員が試験問題等を回収した後、他の受験者の迷惑とならないよう静かに退室ください。

※携帯電話等の電源は他の受験者の迷惑となりますので、必ず電源をお切りください。

北海道運輸局

一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請に係る法令知識について

・次の文章において、内容が正しいものには【 】内に○印を、内容が間違っているものには【 】に×印を記入してください。

1. 事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。

【 】

2. 旅客自動車運送事業者は、事業報告書及び輸送実績報告書を毎年5月31日までに管轄する運輸支局に提出しなければならない。

【 】

3. 事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。

【 】

4. 道路運送法関係法令には、一般貸切旅客自動車運送事業者が毎事業年度の経過後百日以内にインターネット等を用いて公表しなければならない事項が定められている。

【 】

5. 事業者は、運行管理者資格者証の返納を命ぜられ、その日から二年を経過しない者であっても運行管理を補助させるための者であれば、選任することができる。

【 】

6. 一般貸切旅客自動車運送事業を休止する時は、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

【 】

7. 事業者は、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時選任しておかななければならない。

【 】

8. 事業者は、事業用自動車の車庫ごとに、自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければならない。

【 】

9. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、事故の概要について記録するとともに、その記録を三年間保存しなければならない。

【 】

10. 運行管理者は、法令に定める方法で行った日常点検の結果に基づき、運行の可否を決定しなければならない。

【 】

11. 事業者は、運転者の酒気帯びの有無の確認のためにアルコール検知器を用いる必要があるが、アルコール検知器が故障してしまった場合はこの限りではない。

【 】

12. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、収受した運賃又は料金の割戻しをしてはならない。

【 】

13. 事業者は事業計画に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。ただし、天災その他やむを得ない場合はこの限りではない。

【 】

14. 事業者は、運送を引き受けた場合には、当該運送の申込者の任意により、運送引受書を交付することができる。

【 】

15. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、その名義を他人に一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業のため利用させるには、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

【 】

・以下の各設問の()内に、正しいと思う語句を[]から選択し、記号を()に記入してください。

16. 輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドラインは、貸切バスの利用者に対して、()のために必要な行程作成や契約上の留意点への理解と十分な配慮を求めることにより、安全をより確実にすることを目的としている。

[ア. 適切な運賃収受 イ. 適切な運行管理 ウ. 安全運行の確保]

17. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、()に運行指示書を作成する。

[ア. 運転者ごとに イ. 車両ごと ウ. 運行ごと]

18. 自動車の()は、当該自動車道路運送車両法の規定に基づく保安基準に適合するように必要な整備をしなければならない。

[ア. 運転手 イ. 所有者 ウ. 使用者]

19. 旅客自動車運送事業者は、苦情の申出を受け付けた場合には、営業所ごとに記録し、かつ、その記録を整理して()保存しなければならない。

[ア. 半年間 イ. 一年間 ウ. 三年間]

20. 旅客自動車運送事業者は、その使用する自動車について重大事故があった場合には、()以内に自動車事故報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

[ア. 十五日 イ. 三十日 ウ. 六十日]

21. 運転者の4週間を平均した1週間当たりの拘束時間は原則として()時間が限度である。

[ア. 45 イ. 50 ウ. 55 エ. 60 オ. 65]

22. 旅客自動車運送事業者は、()に対し、輸送の安全及び旅客の利便を確保するため誠実に職務を遂行するよう指導監督しなければならない。

[ア. 乗務員 イ. 従業員 ウ. 運行管理者]

23. 大型自動車使用者等は、整備管理者を選任したときは、その日から()以内に、地方運輸局長にその旨を届け出なければならない。

[ア. 十日 イ. 十五日 ウ. 三十日]

・以下の各設問の()内に、正しいと思う語句を[]から選択し、記号を()に記入してください。

24. 事業者は、法令により定められた報告書を定められた時期に提出しなければならないが、事業者が提出する下記の報告書の報告期間と提出時期を下欄から選び、括弧内に記号を記入しなさい。
- ①事業報告書 : 報告期間()に係るもの 提出時期()
②輸送実績報告書 : 報告期間()に係るもの 提出時期()

ア. 毎事業年度の経過後100日以内 イ. 毎年5月31日まで ウ. 毎事業年度の経過後120日以内
エ. 毎年7月31日まで オ. 毎年1月1日から12月31日迄の期間 カ. 毎事業年度
キ. 前年4月1日から3月31日迄の期間 ク. 前年10月1日から9月30日迄の期間

25. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行を中断したときは、当該自動車に乗車している旅客のために、次の各号に掲げる事項に関して適切な処置をしなければならない。
- (1) 旅客の運送を()すること。
(2) 旅客を()まで送還すること。
(3) 前各号に掲げるもののほか、旅客を()すること。

ア. 所有権 イ. 運行管理者 ウ. 出発地 エ. 保安基準 オ. 運行の安全
カ. 技術の向上 キ. 火災 ク. 利益 ケ. 迅速 コ. 走行距離 サ. 重大な事故
シ. 運営を適正 ス. 目的地 セ. 点検 ソ. 継続 タ. 営業所 チ. 公害の防止
ツ. 適切な時期 テ. 公共の福祉 ト. 保護 ナ. 乗務員の服務

26. 旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車の運転者に対し、国土交通大臣が()で定めるところにより、主として運行する路線又は()の状態及びこれに対処することができる()並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について適切な指導監督をしなければならない。この場合においては、その日時、場所及び内容並びに指導監督を行った者及び受けた者を()し、かつ、その記録を営業所において()保存しなければならない。

ア. 三年間 イ. 通達 ウ. 経路 エ. 法 オ. 申請 カ. 自動車
キ. 教育 ク. 告示 ケ. 通達 コ. 五年間 サ. 運転技術 シ. 省令
ス. 報告 セ. 一年間 ソ. 記録 タ. 届出 チ. 営業区域 ツ. 運転者

27. 自動車は、自動車検査証を備え付け、かつ、()で定めるところにより()を表示しなければ、運行の用に供してはならない。

ア. 予備検査証 イ. 道路運送法 ウ. 国土交通省令 エ. 運送約款 オ. 告示
カ. 車検証 キ. 通達 ク. 料金表 ケ. 検査標章

・以下の各設問の()内に、正しいと思う語句を[]から選択し、記号を()に記入してください。

28. 道路運送法は、貨物自動車運送事業法と相まって、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとする事により、道路運送の利用者の()を保護するとともに道路運送の総合的な発達を図り、もって()を増進する事を目的とする。
29. 一般旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車が転覆し、()を起こしその他国土交通省令で定める()を引き起こしたときは、遅滞なく事故の種類原因その他国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届出なければならない。
30. 一般旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の()の確保に関する業務を行わせるため、国土交通省令で定める()ごとに、運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、()を選任しなければならない。

※問28～問30 共通選択肢

ア. 所有権 イ. 運行管理者 ウ. 出発地 エ. 保安基準 オ. 運行の安全
カ. 技術の向上 キ. 火災 ク. 利益 ケ. 迅速 コ. 走行距離 サ. 重大な事故
シ. 運営を適正 ス. 目的地 セ. 点検 ソ. 継続 タ. 営業所 チ. 公害の防止
ツ. 適切な時期 テ. 公共の福祉 ト. 保護 ナ. 乗務員の服務

一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請に係る法令知識について(解答)

・次の文章において、内容が正しいものには【 】内に○印を、内容が間違っているものには【 】に×印を記入してください。

1. 事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。(道路運送法第22条)

【 ○ 】

2. 旅客自動車運送事業者は、事業報告書及び輸送実績報告書を毎年5月31日までに管轄する運輸支局に提出しなければならない。(旅客自動車運送事業等報告規則第2条)

【 × 】

3. 事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第21条)

【 ○ 】

4. 道路運送法関係法令には、一般貸切旅客自動車運送事業者が毎事業年度の経過後百日以内にインターネット等を用いて公表しなければならない事項が定められている。(旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7)

【 ○ 】

5. 事業者は、運行管理者資格者証の返納を命ぜられ、その日から二年を経過しない者であっても運行管理を補助させるための者であれば、選任することができる。(旅客自動車運送事業運輸規則第47条の9)

【 × 】

6. 一般貸切旅客自動車運送事業を休止する時は、国土交通大臣の認可を受けなければならない。(道路運送法第38条)

【 × 】

7. 事業者は、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時選任しておかななければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第35条)

【 ○ 】

8. 事業者は、事業用自動車の車庫ごとに、自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第47条)

【 × 】

9. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、事故の概要について記録するとともに、その記録を三年間保存しなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第26条の2)

【 ○ 】

10. 運行管理者は、法令に定める方法で行った日常点検の結果に基づき、運行の可否を決定しなければならない。(車両法施行規則第32条第1項第2号)

【 × 】

11. 事業者は、運転者の酒気帯びの有無の確認のためにアルコール検知器を用いる必要があるが、アルコール検知器が故障してしまった場合はこの限りではない。(旅客自動車運送事業運輸規則第24条)

【 × 】

12. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、收受した運賃又は料金の割戻しをしてはならない。(道路運送法第10条)

【 ○ 】

13. 事業者は事業計画に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。ただし、天災その他やむを得ない場合はこの限りではない。(道路運送法第16条)

【 ○ 】

14. 事業者は、運送を引き受けた場合には、当該運送の申込者の任意により、運送引受書を交付することができる。(旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2)

【 × 】

15. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、その名義を他人に一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業のため利用させるには、国土交通大臣の許可を受けなければならない。(道路運送法第33条)

【 × 】

・以下の各設問の()内に、正しいと思う語句を[]から選択し、()に記入してください。

16. 輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドラインは、貸切バスの利用者に対して、(**ウ: 安全運行の確保**)のために必要な行程作成や契約上の留意点への理解と十分な配慮を求めることにより、安全をより確実にすることを目的としている。(輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン I-1-(2))

[ア. 適切な運賃収受 イ. 適切な運行管理 ウ. 安全運行の確保]

17. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、(**ウ: 運行ごと**)に運行指示書を作成する。(旅客自動車運送事業運輸規則第28条の2)

[ア. 運転者ごとに イ. 車両ごと ウ. 運行ごと]

18. 自動車の(**ウ: 使用者**)は、当該自動車道路運送車両法の規定に基づく保安基準に適合するように必要な整備をしなければならない。(道路運送車両法第47条の2)

[ア. 運転手 イ. 所有者 ウ. 使用者]

19. 旅客自動車運送事業者は、苦情の申出を受け付けた場合には、営業所ごとに記録し、かつ、その記録を整理して(**イ: 一年間**)保存しなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第3条)

[ア. 半年間 イ. 一年間 ウ. 三年間]

20. 旅客自動車運送事業者は、その使用する自動車について重大事故があった場合には、(**イ: 三十日**)以内に自動車事故報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。(自動車事故報告規則第3条)

[ア. 十五日 イ. 三十日 ウ. 六十日]

21. 運転者の4週間を平均した1週間当たりの拘束時間は原則として(**オ: 65**)時間が限度である。(自動車運転者の労働時間等の改善のための基準第5条第1項)

[ア. 45 イ. 50 ウ. 55 エ. 60 オ. 65]

22. 旅客自動車運送事業者は、(**イ: 従業員**)に対し、輸送の安全及び旅客の利便を確保するため誠実に職務を遂行するよう指導監督しなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第2条)

[ア. 乗務員 イ. 従業員 ウ. 運行管理者]

23. 大型自動車使用者等は、整備管理者を選任したときは、その日から(**イ: 十五日**)以内に、地方運輸局長にその旨を届け出なければならない。(道路運送車両法第52条)

[ア. 十日 イ. 十五日 ウ. 三十日]

・以下の各設問の()内に、正しいと思う語句を[]から選択し、記号を()に記入してください。

24. 事業者は、法令により定められた報告書を定められた時期に提出しなければならないが、事業者が提出する下記の報告書の報告期間と提出時期を下欄から選び、括弧内に記号を記入しなさい。
- ①事業報告書 : 報告期間(**カ: 毎事業年度**)に係るもの 提出時期(**ア: 毎事業年度の経過後100日以内**)
- ②輸送実績報告書: 報告期間(**キ: 前年4月1日から3月31日迄の期間**)に係るもの 提出時期(**イ: 毎年5月31日まで**) (旅客自動車運送事業等報告規則第2条)

ア. 毎事業年度の経過後100日以内 イ. 毎年5月31日まで ウ. 毎事業年度の経過後120日以内

エ. 毎年7月31日まで オ. 毎年1月1日から12月31日迄の期間 カ. 毎事業年度

キ. 前年4月1日から3月31日迄の期間 ク. 前年10月1日から9月30日迄の期間

25. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行を中断したときは、当該自動車に乗車している旅客のために、次の各号に掲げる事項に関して適切な処置をしなければならない。
- (1) 旅客の運送を(**ソ: 継続**)すること。
- (2) 旅客を(**ウ: 出発地**)まで送還すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、旅客を(**ト: 保護**)すること。(旅客自動車運送事業運輸規則第18条)

ア. 所有権 イ. 運行管理者 ウ. 出発地 エ. 保安基準 オ. 運行の安全

カ. 技術の向上 キ. 火災 ク. 利益 ケ. 迅速 コ. 走行距離 サ. 重大な事故

シ. 運営を適正 ス. 目的地 セ. 点検 ソ. 継続 タ. 営業所 チ. 公害の防止

ツ. 適切な時期 テ. 公共の福祉 ト. 保護 ナ. 乗務員の服務

26. 旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車の運転者に対し、国土交通大臣が(**ク: 告示**)で定めるところにより、主として運行する路線又は(**チ: 営業区域**)の状態及びこれに対処することができる(**サ: 運転技術**)並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について適切な指導監督をしなければならない。この場合においては、その日時、場所及び内容並びに指導監督を行った者及び受けた者を(**ソ: 記録**)し、かつ、その記録を営業所において(**ア: 三年間**)保存しなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第38条)

ア. 三年間 イ. 通達 ウ. 経路 エ. 法 オ. 申請 カ. 自動車

キ. 教育 ク. 告示 ケ. 通達 コ. 五年間 サ. 運転技術 シ. 省令

ス. 報告 セ. 一年間 ソ. 記録 タ. 届出 チ. 営業区域 ツ. 運転者

27. 自動車は、自動車検査証を備え付け、かつ、(**ウ: 国土交通省令**)で定めるところにより(**ケ: 検査標章**)を表示しなければ、運行の用に供してはならない。(道路運送車両法第66条)

ア. 予備検査証 イ. 道路運送法 ウ. 国土交通省令 エ. 運送約款 オ. 告示

カ. 車検証 キ. 通達 ク. 料金表 ケ. 検査標章

・以下の各設問の()内に、正しいと思う語句を[]から選択し、記号を()に記入してください。

28. 道路運送法は、貨物自動車運送事業法と相まって、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとするにより、道路運送の利用者の(**ク: 利益**)を保護するとともに道路運送の総合的な発達を図り、もって(**テ: 公共の福祉**)を増進する事を目的とする。(道路運送法第1条)
29. 一般旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車が転覆し、(**キ: 火災**)を起こしその他国土交通省令で定める(**サ: 重大な事故**)を引き起こしたときは、遅滞なく事故の種類原因その他国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届出なければならない。(道路運送法第29条)
30. 一般旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の(**オ: 運行の安全**)の確保に関する業務を行わせるため、国土交通省令で定める(**タ: 営業所**)ごとに、運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、(**イ: 運行管理者**)を選任しなければならない。(道路運送法第23条)

ア. 所有権 イ. 運行管理者 ウ. 出発地 エ. 保安基準 オ. 運行の安全
カ. 技術の向上 キ. 火災 ク. 利益 ケ. 迅速 コ. 走行距離 サ. 重大な事故
シ. 運営を適正 ス. 目的地 セ. 点検 ソ. 継続 タ. 営業所 チ. 公害の防止
ツ. 適切な時期 テ. 公共の福祉 ト. 保護 ナ. 乗務員の服務